

佐呂間町

～サロマゲンキマイレージ～

◆基本情報

位置：オホーツク管内 人口：5,361人 面積：404.94 km² 高齢化率：38.0%
担当部署：保健福祉課栄養指導係

※人口及び高齢化率は、平成28年1月1日現在の住民基本台帳人口。面積は、平成27年10月1日現在国土地理院公表値。

◆ポイント事業の概要

事業名：サロマゲンキマイレージ
開始年度：平成22年度
予算額（平成28年度）：250千円
事業対象者：全町民
ポイント対象事業：特定健康診査、がん検診、
健康教室、温水プール事業、子育て支援事業、社会教育事業、
自治会の事業、法人の事業等
ポイント付与方法：ポイントカード及びシールの発行
特典内容：地元特産品
特典交付方法：道の駅サロマ湖「物産館みのり」で景品交換

◆実施効果

特定健診受診率：平成21年度 26.0% → 平成27年度 38.7%
がん検診受診率：胃：平成21年度 25.7% → 平成27年度 30.5%
肺：平成21年度 27.6% → 平成27年度 34.6%
大腸：平成21年度 23.3% → 平成27年度 37.3%
子宮：平成21年度 13.3% → 平成27年度 17.5%
乳：平成21年度 13.5% → 平成27年度 19.1%

◆事業の工夫

- ・地元物産館との連携により地元特産品を活用し、地域振興に寄与している。
- ・町内会や自治会など地域で行っている健康づくり活動を、申請によりポイント対象事業にできる仕組みとし、自主的な健康づくり活動を行う組織の育成を図っている。
- ・ポイントを景品と交換した方を対象に、「ふるさと商品券（町商工会発行）2,000円分が当たる抽選」を実施している。

◆事業の課題

- ・対象事業申請を活用し、自主的に健康づくりを行うグループや自治会活動が増えてほしい。

佐呂間町健康づくりマイレージ事業「サロマゲンキマイレージ」実施要綱

○佐呂間町健康づくりマイレージ事業「サロマゲンキマイレージ」実施要綱

平成22年4月1日規程第23号

改正

平成27年3月27日規程第6号

佐呂間町健康づくりマイレージ事業「サロマゲンキマイレージ」実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、各種健康増進等事業への利用者を増加させるためにサロマゲンキマイレージポイント制（以下「マイレージポイント」という。）を導入して、町民の健康意識向上と地域全体の相乗効果により自己効力感を高め、町民の健康保持及び生活習慣病減少による医療費適正化を図ることを目的とする。

(マイレージポイント対象事業)

第2条 マイレージポイントの対象事業は、次の各号に掲げる事業のうち前条に定める目的に相当する事業とする。

- (1) 町が実施する保健事業
- (2) 町が実施する子育て支援事業
- (3) 町教育委員会が実施する武道館温水プール事業、社会教育並びに社会体育事業
- (4) その他町長が必要と認める事業

2 実施主体が町以外の場合、その主催者が対象地区組織活動申請書（様式第1号）を町に提出し、決定通知書（様式第2号）を受けて対象事業と認められる。

3 前項の主催者は事業の実施状況について活動実績報告書（様式第3号）により報告しなければならない。

4 前項の主催者がマイレージポイントを不正な方法で利用した場合、虚偽の活動実績報告をおこなった場合、町は対象事業を取り消すことができる。

(マイレージポイント利用対象者)

第3条 マイレージポイントの利用対象者は、佐呂間町に住所を有する者及び外国人登録法により登録されている者とする。

(マイレージポイントの利用等)

第4条 マイレージポイントの利用を希望する者はマイレージポイントカード（以下「ポイントカード」という。）の交付を受け、第2条に規定する事業に参加したときに発行されるマイレージポイントシールをポイントカードに貼り付けなければならない。

2 ポイントカードは家族で共有して加算することができる。

3 累積されたマイレージポイントは、有効期間を越えた場合すべて無効となる。

4 マイレージポイントは町に寄付することができる。

(マイレージポイントの抹消及び利用却下)

第5条 町長は次の各号に該当する場合は、マイレージポイントの抹消及び利用を却下することができる。

- (1) 申出者が第3条に該当しない場合
- (2) 虚偽の申出をした者
- (3) ポイントカードを不正に利用した者

(景品交換券の発券と景品交換)

第6条 ポイントカードの交付を受け、累積されたマイレージポイントが別に定める「マイレージポイント景品交換一覧表」の各景品ポイントに達した場合、利用者の申出により、町は景品交換券発券台帳（様式第4号）を作成してポイントカードに記録された累積ポイントに応じたサロマゲンキマイレージ景品交換券（様式第5号 以下「交換券」という。）を発券するものとする。

2 交換券は第7条に定める施設で使用できるものとし、交換できる対象景品は地場産品並びに地場加工品のうち町が指定する品目とする。

3 交換券は町が指定する有効期間を越えた場合には使用できないものとする。

(町が定める施設等)

第7条 町が定める施設等は、道の駅物産館みのりとする。

2 その他町長が認める施設。

(その他)

第8条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月27日規程第6号)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

様式第1号

様式第2号

様式第3号

様式第4号

様式第5号

サロマガンキマイレージ対象地区・組織活動 申請書（新規・継続）

佐呂間町長 様

申請日：平成 年 月 日

地区・組織名： _____

代表者住所： _____

代表者氏名： _____ 印

※1 対象期間	平成 年 月 ～ 平成 年 月 まで	
事業名		
※2 実施内容		
実施場所		
年間実施回数	予定 回	
参加者の内訳	小学生 ・ 中学生 ・ 高校生 ・ 成人 ・ 高齢者 1回あたりの参加予定人員（ ）名	
参加料金	有料 無料	有料の場合の内訳 ・施設入場料 ・資料代または研修費用 ・昼食代 ・その他（ ）

※1 対象期間は申請年度の範囲で設定してください。

※2 実施内容は主な取り組み、活動趣旨などを記載してください。

サロマゲンキマイレージ対象事業決定通知書

平成 年 月 日

(団体名)

(代表者)

様

佐呂間町長

下記のとおり平成 年度のゲンキマイレージ対象事業に決定いたしましたので通知いたします。なお、下記の注意事項を遵守し、対象年度が終了しましたら別添活動実績報告書の様式により、すみやかに報告をお願いします。

記

1. 対象年度 平成 年度
2. 対象事業名
3. 対象期間 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
4. 注意事項 以下の行為が判明した場合には、本決定について対象を取り消します。

- ・活動の実態がないにもかかわらずポイントを交付する行為
- ・営利を目的とした活動をおこなうためにポイントの交付を利用する行為
- ・町民を対象とした活動ではないにもかかわらずポイントを交付する行為
- ・虚偽の実施結果（活動内容、参加人数等）を報告する行為

サロマゲンキマイレージ 活動実績報告書（残ったポイントと一緒に提出願います）

事業名：

地区・団体・組織名：

代表者氏名：

実施年月日	内 容	参加人数	発効ポイント数
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
合計			

上記のとおり相違ありません。

平成 年 月 日 佐呂間町長 様

景品交換券 発券台帳

課長	課長 補佐	係長	係	発券No	引き換え券発行月日	交換ポイント	シマイ 氏名	住所
					平成 年 月 日			
					平成 年 月 日			
					平成 年 月 日			
					平成 年 月 日			
					平成 年 月 日			
					平成 年 月 日			
					平成 年 月 日			
					平成 年 月 日			
					平成 年 月 日			
					平成 年 月 日			

※景品と交換の際にお渡しください

<本券>

発券区分

サロマゲンキマイレージ景品交換券

発券NO 300

景品番号	景品名	数量

【景品交換要領】

- ①この券は、道の駅物産館みのみりで使用できます。
※一部の景品については佐呂間町役場担当窓口で交換しますのでご相談ください。
- ②この券の有効期間は平成 年 月 日までです。
※有効期間を過ぎてからの交換には応じることができません。
- ③発券後の紛失等に対する責は負いませんので、再発券に応じることはいたしません。

発券年月日 平成 年 月 日

発券元 佐呂間町役場 印

受取確認欄	平成 年 月 日	発券NO 300
住所: 佐呂間町字 _____		
氏名: _____		
※景品を受け取った際に、受け取りの署名をお願いします。		

ポイントがたくさん貯まる夏の特別企画

特定健康診査（※2）を受診すると5ポイント
がん検診3項目セット（※3）を受診すると5ポイント
最大で10ポイントの進呈

【特定健康診査（8月19日～21日実施）】

（※2）受診対象：国民健康保険加入者で40歳～74歳の方
【がん検診3項目】

（※3）胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診
ただし、セットで受診しない場合はがん検診1項目
につき1ポイントずつの進呈となります。

【まだ間に合います！受診のお申し込みは…】

- ◆電話、窓口、町内回覧等で受付しています。
- 各種健診に関する問い合わせ・申し込み
電話2-1212 役場保健福祉課保健推進係

●特定健診受診無料クーポン券が使用できません。（対象者に事前送付しています）

●胃がん、肺がん、大腸がん検診は同時に受診できます。

●大腸がん検診受診無料クーポン券が使用できません。（対象者に事前送付しています）

事前に受診予約が必要です。左記窓口へお問い合わせください。

夏の **star**

で運動するとイイコトあります！

健康トライアスロン♪

参加登録が必要です。
【申込期間】7月26日～8月31日
【対象】高校生以上の町民
【定員】先着25名
詳細はスターまでお問い合わせ
ください。

健康トライアスロン（期間：7月26日～10月30日まで）

期間中、スターにて運動を実施し、目標をクリアするとポイントを進呈。水中ウォーキング、水泳、ステップマシン、エアロバイク、ウォーキング、ジョギングなどそれぞれ第1ステージから第2ステージまで目標が設定されています。

すべて目標クリアで最大**60ポイント**獲得のチャンス！

【対象事業のお問い合わせ・運動に関するご相談は…】

◆武道館・温水プール「スター」まで！電話2-2261

▼ポイントを交換するには？

役場保健福祉課のゲンキマイレージ窓口に、ポイントカードを提出します。（8/2～8/14までは武道館温水プールでも提出できます。）集めたポイント数に応じたサロマゲンキマイレージ景品交換券をお渡しします。景品交換券は、道の駅サロマ湖で使用してください。（移手段のない方は景品のお取り寄せ対応も可能です）



サロマゲンキマイレージに関するお問い合わせは…役場保健福祉課
ゲンキマイレージ担当窓口 電話番号 2-1212